

改正

平成26年2月21日規則第10号

平成31年4月26日規則第48号

令和5年12月21日規則第83号

佐世保市鹿町温泉施設条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、佐世保市鹿町温泉施設条例（平成22年条例第13号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(休館日の周知)

第2条 指定管理者は、条例第4条の規定により休館日を設定するときは、あらかじめ、掲示その他適当な方法により一般に周知させなければならない。

(遵守事項)

第3条 利用者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 施設の利用をするための特別の設備をし、又は造作を加えないこと。
- (2) みだりに火気を使用し、又は危険を引き起こすおそれのある行為をしないこと。
- (3) 他の利用者の迷惑となる行為をしないこと。
- (4) その他指定管理者が管理上の必要により行う指示に従うこと。

(タオル等の利用料金)

第4条 条例第8条の別表備考に定めるタオル等の利用料金は、次の各号のとおりとする。

- (1) タオル及び浴衣 210円
- (2) タオル及び水着 210円

(利用料金の減免)

第5条 条例第10条の規定による減額又は免除の基準は、次の各号のとおりとする。

- (1) 市が主催及び他の団体と共催で行う行事の場合 免除
- (2) 公益その他市長が特別の理由があると認めた場合 市長が相当と認める額を減額

(指定申請書)

第6条 条例第15条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとする者は、佐世保市鹿町温泉施設指定管理者指定申請書（様式）に同項各号に掲げる書類を添えて申請するものとする。

(協定の締結)

第7条 条例第18条第2項に規定する協定で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 管理業務に関する事項
- (2) 事業報告に関する事項
- (3) 施設、備え付けの物品の取扱いに関する事項
- (4) 施設の改築及び修繕に関する事項
- (5) その他市長が必要と認める事項

(業務報告書の提出)

第8条 指定管理者は、4月1日から翌年3月31日まで（以下「事業年度」という。）の業務について佐世保市鹿町温泉施設管理業務報告書（以下「業務報告書」という。）を作成し翌年4月30日までに市長に提出しなければならない。ただし、事業年度の途中で指定を取り消されたときは、指定を取り消された日までの間の業務に係る業務報告書とその取り消された日から起算して30日以内に市長に提出しなければならない。

2 前項の規定による報告事項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の管理業務の実施状況及び利用状況
- (2) 施設の管理業務に係る収支計算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者による施設の管理の実態を把握するため市長が特に必要と認める事項

(市長による管理)

第9条 条例第22条第1項の規定により市長が佐世保市鹿町温泉施設に係る管理を行う場合における第2条から第4条までの規定の適用については、第2条及び第3条中「指定管理者」とあるのは「市長」と、第4条中「利用料金」とあるのは「使用料」とする。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成26年2月21日規則第10号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月26日規則第48号）

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。（後略）

（経過措置）

2 この規則の施行の際、この規則による改正前の佐世保市の規則の様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則（令和5年12月21日規則第83号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式（第6条関係）

年 月 日

佐世保市長 様

申請者 住 所

氏 名

印

佐世保市鹿町温泉施設指定管理者指定申請書

佐世保市鹿町温泉施設の指定管理者の指定を受けたいので、佐世保市鹿町温泉施設条例第15条第1項の規定により次の書類を添えて申請します。

関係書類

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書
- (3) 経営状況を説明する書類
- (4) その他参考資料